

一般競争入札公告

以下のとおり一般競争入札に付しますので公告します。

令和7年1月28日

独立行政法人国立美術館 分任契約担当役
国立国際美術館長 島 敦彦

◎調達機関番号 517 ◎所在地番号 27

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 購入等件名及び数量
令和8年度から令和9年度の2年間の国立国際美術館で使用する電気 一式
- (3) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (4) 供給期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- (5) 需要場所 独立行政法人国立美術館 国立国際美術館
- (6) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価。小数点以下を含むことができる。）及び年間予定使用量に対する単価（従量料金単価。小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、あらかじめ仕様書で提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の契約期間における総価を記載すること。ただし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は入札金額に含めないこととする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、又は課税取引であるか非課税・不課税取引であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和7年度に近畿地域の「物品の販売」のA又はB等級に格付けされている者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (4) 省CO₂化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (5) 文部科学省及び独立行政法人国立美術館から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「暴力団排除に関する誓約書」に誓約できる者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島4-2-55
独立行政法人国立美術館 国立国際美術館総務課会計担当係
電話 06-6447-4672
Email : kaikei@nmao.go.jp (※は@に置換すること。)
- (2) 入札説明書の交付方法
電子メールにより交付する。交付を希望する者は別紙「調達関係書類等交付依頼書」を作成し、上記(1)に提出すること。
- (3) 入札書等の受領期限 令和8年1月20日（火）15時00分
- (4) 開札の日時及び場所 令和8年1月27日（火）11時00分 国立国際美術館会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに入札説明書に示す証明書類等を添付して入札書の提出期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間ににおいて、分任契約担当役から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要。

- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を供給できると分任契約担当役が判断した入札者であって、独立行政法人国立美術館会計規則第21条第1項及び独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Contracting Entity: Shima Atsuhiko, Director, Independent Administrative Institution National Museum of Art, The National Museum of Art, Osaka
- (2) Classification of the products to be procured: 26
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in The National Museum of Art, Osaka during the designated period.
- (4) Delivery period: From 1 April 2026 through 31 March 2028
- (5) Delivery place: The National Museum of Art, Osaka.
- (6) Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
 - A not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning the Contract for Independent Administrative Institution National Museum of Art,
 - B have the Grade A or B qualification during fiscal year 2025 in the Kinki area in “Sales of Product” for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
 - C have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 2-2 of the Electricity Utilities Industry Law,
 - D fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO₂,
 - E not be currently under a suspension of business order as instructed by Independent Administrative Institution National Museum of Art.
- (7) Time-limit for tender: 15:00 20, January, 2026.
- (8) Contact point for the notice : Okamoto Yuko, Accounting Section, Independent Administrative Institution National Museum of Art, The National Museum of Art, Osaka, Address : 4-2-55, Nakanoshima, Kita-ku, Osaka, 530-0005, Japan, TEL 06-6447-4672.